

審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津祭曳山展示館の指定管理予定者の選定		
根拠法令名	大津市大津祭曳山展示館条例 (平成27年条例第7号)	(条項) 第 9 条	
基準法令名	大津市大津祭曳山展示館条例 (平成27年条例第7号)	(条項) 第 1 0 条	
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	120日	法定処理期間	一 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 大津祭曳山展示館の指定管理予定者の選定は、大津市大津祭曳山展示館条例第 1 0 条各号に掲げ る指定の基準を基準とする。			

【根拠法令】

大津市大津祭曳山展示館条例

(指定管理者による管理)

第9条 展示館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

【基準法例】

大津市大津祭曳山展示館条例

(指定管理者の指定の基準)

第10条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 展示館の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 展示館の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 展示館の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。